

令和2年6月2日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

タブレット端末に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油温風暖房機（開放式）1件） | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うちタブレット端末1件） | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち電子レンジ1件、容器1件、電動アシスト自転車1件、
エアコン（室外機）1件） | 4件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

レノボ・ジャパン株式会社（現 レノボ・ジャパン合同会社）が輸入したタブレット端末について（管理番号：A202000131）

①事象について

レノボ・ジャパン株式会社（現 レノボ・ジャパン合同会社（法人番号：2010401057479））が輸入したタブレット端末及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（バッテリー充電条件を最適化するソフトウェアアップデートの無償配信・一部製品のバッテリー無償点検）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、製品に内蔵しているリチウムイオンバッテリーパックが焼損する重大製品事故が多発していることから、事故の再発防止を図るため、2020年（令和2年）5月12日にウェブサイトへ情報を掲載し、対象製品についてバッテリー充電条件を最適化するソフトウェアアップデートの無償配信及び一部製品のバッテリー無償点検を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202000131）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、対象製品モデル、製造期間、対象台数

製品名	対象製品モデル		製造期間	対象台数
YOGA Tablet 2 (Android)	YOGA Tablet 2-1050F	10 インチ Wi-Fi モデル	2014 年 9 月 ～ 2015 年 12 月	175, 141
	YOGA Tablet 2-1050L	10 インチ LTE モデル		
	YOGA Tablet 2-830F	8 インチ Wi-Fi モデル		
	YOGA Tablet 2-830L	8 インチ LTE モデル		
	YOGA Tablet 2 Pro-1380F	13.3 インチ Wi-Fi モデル		
YOGA Tablet 2 (Windows)	YOGA Tablet 2-1051F	10 インチ Wi-Fi モデル		
	YOGA Tablet 2-1051L	10 インチ LTE モデル		
	YOGA Tablet 2-851F	8 インチ Wi-Fi モデル		
YOGA Tab 3	Lenovo YT3-X50F	10 インチ Wi-Fi モデル	2015 年 10 月 ～ 2019 年 12 月	106, 374
	Lenovo YT3-X50L	10 インチ LTE モデル		
	Lenovo YT3-850F	8 インチ Wi-Fi モデル		
	Lenovo YT3-850L	8 インチ LTE モデル		
	Lenovo YT3-X90F	10 インチ Wi-Fi モデル		
	Lenovo YT3-X90X	10 インチ LTE モデル		
	Lenovo YT-X703F	10 インチ Wi-Fi モデル		
	Lenovo YT-X703X	10 インチ LTE モデル		
合 計				281, 515

2020年（令和2年）5月12日からリコール（バッテリー充電条件を最適化するソフトウェアアップデートの無償配信・一部製品のバッテリー無償点検）を実施
改修率：6.2%（2020年5月22日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2014 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	1	火災	2016年度	0	—
2019年度	7	火災	2015年度	0	—
2018年度	2	火災	2014年度	0	—
2017年度	1	火災			

※当該事故（管理番号：A202000131）は含まない。

<対象製品の確認方法>

対象製品の液晶画面の裏面に製品名とシリアル番号が印字されたシールが貼付されていますので、御確認ください。

（製品名：YOGA Tablet 2）



（製品名：YOGA Tablet 3）



※シールの印字で確認できない場合は、以下で御確認いただけます。

製品名：Android 画面、「設定」－「タブレット情報」－「モデル」

シリアル番号：Android 画面、「設定」－「タブレット情報」－「端末の状態」
－「シリアル番号」

＜バッテリー無償点検対象の確認方法＞

確認したシリアル番号を事業者専用ウェブサイト内の検索ボックスに入力いただくことでバッテリー無償点検対象か御確認いただけます。

(専用ウェブサイト)

<https://pcsupport.lenovo.com/jp/ja/solutions/self-check-tool-service>

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、異常発熱及び発火を未然に防ぐため、同社ウェブサイトからバッテリー充電最適化設定のソフトウェアアップデートを実施してください。また、お持ちの製品がバッテリー無償点検の対象になる場合、同社サービスセンターにおいて、バッテリーの無償点検を実施しています。事業者の問合せ先は下記となります。

【問合せ先】

レノボ・スマートセンター特設窓口

電話番号：0120(988)819

受付時間：9時～18時

(2020年6月12日まで毎日受付。)

(2020年6月13日以降、月～金受付(土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。))

ウェブサイト：

<https://pcsupport.lenovo.com/jp/ja/solutions/self-check-tool-service>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当：鈴木、柳川、豊田

電話：03(3507)9204(直通)

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、田代

電話：03(3501)1707(直通)

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000130	令和2年5月10日	令和2年5月28日	石油温風暖房機 (開放式)	FH-G3213Y	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000131	令和2年5月4日	令和2年5月28日	タブレット端末	59426326	レノボ・ジャパン株式会社(現 レノボ・ジャパン合同会社) (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	令和2年5月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和2年5月12日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率:6.2%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000132	令和2年4月24日	令和2年5月28日	電子レンジ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和2年5月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年5月18日
A202000133	令和元年7月27日	令和2年5月28日	容器	重傷1名	当該製品の蓋を開栓しようとしたところ、蓋が飛び出し、左目を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年5月19日
A202000134	令和2年3月13日	令和2年5月28日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、胸部を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年5月22日
A202000135	令和2年5月19日	令和2年5月28日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	製造から10年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし